平成２１年（フ）第１６１０６号
埼玉県川越市大字萱沼2627
債務者　石井　和喜
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１１１号
東京都台東区千束２丁目６－７－501
債務者　村田　伸子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１１３号
東京都府中市幸町１丁目18－15
債務者　坂本美佐枝（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１３３号
東京都千代田区四番町６　都営四番町第二アパート302
債務者　小澤　時子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１３５号
東京都板橋区坂下３丁目10－９－403
債務者　吉田壮一郎
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１４２号
東京都北区浮間３丁目４－２－301
債務者　山田三之助
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１４４号
東京都八王子市松が谷18－１－102
債務者　織田　　稔
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１４９号
東京都葛飾区小菅１丁目１－４－１
債務者　金内　栄一
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１５０号
東京都小平市上水南町４丁目11－21　梨山方
債務者　小林　麻湖（旧姓梅原）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１５２号
東京都狛江市和泉本町２丁目34－23－401
債務者　渡邉さと美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１５３号
神奈川県横浜市青葉区松風台14－21－Ⅲ－112
債務者　立川　健蔵
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１５４号
東京都武蔵村山市学園１丁目41－15　パレ・ドール武蔵野台Ⅱ210
債務者　平澤　悦子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１５５号
東京都東久留米市南沢４－４－４－202　伊藤方、住民票上の住所埼玉県狭山市大字南入曽248－12
債務者　水上可南子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１５６号
神奈川県横浜市中区根岸旭台62－405
債務者　小相澤南美江（旧姓柳瀬）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１５８号
東京都足立区大谷田５丁目12－８－309
債務者　中村美香子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部